

第3回 向日市子ども・子育て会議 議事要点録

○日時 平成26年6月23日(月)

○場所 市役所3階大会議室

○出席者 (委員)

安藤和彦委員(会長)、今井弥生委員、風谷千賀子委員、小西麻子委員、
田中久美子委員、田中利和委員、田中益一委員、高橋一功委員、
高山紀公子委員、津田陽委員、山近勤委員、宮地健一委員(50音順)
*三沢あき子委員(代理 乙訓保健所福祉室長 兒玉周司氏)

(事務局)

子育て支援課：鈴木次長、坂野課長、野田主幹、大西課長補佐、里見保育係長、
山下主任保育士、植田部長
生涯学習課：野田部長、山根次長、清水次長、高岸係長

○欠席者 (委員)

岡崎委員、川原委員、築山委員、櫻井委員、花安委員、青木委員

○議事

- 1 子ども・子育て支援事業計画に係る区域設定について
- 2 子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について
- 3 子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みについて

○内容

議事1 子ども・子育て支援事業計画に係る区域設定について

(要点)

- 子ども子育て支援法では、教育・保育サービスの提供にあたり、各市町村ごとの実情に合わせて、サービスの提供区域を設定することとなっている。
事務局から、資料1に基づき、事業計画策定に係る区域設定について説明を行い、委員から次の意見があったが、市域面積も狭く、1区域として設定することが望ましいとの結論があった。
- 設定に当たっては、中学校区と全市1区域とした場合でメリットとデメリットを整理した。中学校区では、区域内の教育・保育施設の数に偏りがあり、利用の調整や確保が難しく、また、区域での利用者のニーズ把握が困難である。
全市1区域では、各種保育需要や教育・保育の特性を踏まえた選択肢に対応でき、

区域内での量の見込み、調整が可能であり、市内で教育・保育施設の充足率の偏りも均等化できる。本市は面積も狭く、1区域として設定することが望ましいと考える。

(主な意見)

- 向日市は、市域も狭く交通の便もよいので、1区域に設定することが妥当ではないか。また、幼稚園は市内に通園バスを走らせており、区域割りをする必要性が低い。
- 中学校校区で設定した場合、寺戸中学校の校区に、保育所や幼稚園が少ない。
- 保育の提供区域を1つに設定した場合、自宅周辺に利用できる保育所がないと、保護者にとって大きな負担となるというデメリットがある。遠くの保育所に通園しなくてはならないという心配がある。
- 1区域に設定すると、希望する保育所が偏るのではないか。
- 北部開発による人口増加分は考慮しなくてもよいのか。北部開発による影響が分からないのであれば、1区域で設定し、問題が生じた時に見直せばよい。

議事2 子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について

(要点)

- この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援事業計画」としての内容から構成され、その骨子の柱は7章編成としている。
- 事務局から資料2に基づき計画骨子案について説明があり、委員から次の意見が出され、計画策定に当たって参考としていく。

(主な意見)

- 第5章「基本目標」を実現するための具体的取組とは、どのような内容か。
- 子ども・子育て支援法第61条第2項第3号では、教育・保育の一体的提供と書いてある。3歳から5歳全体で教育を与えるものと考えているが、0歳からの一体的提供とは、どこにポイントを置いて実行できるのか考えたい。その展開が第6章の骨子でできるのか、施策の中身について議論したい。この部分が、国が進める認定こども園への移行の趣旨だと思う。国は、0歳から5歳の子どもの幼児教育に力を入れていくことで、日本の先進性と経済性が守られていくと考えている。本当に、0歳から5歳までの教育とはどのようなものか。3歳から5歳、0歳から5歳の子どもたちの教育とは何なのか、その教育のための環境とは何なのか、また、どういうことが必要なのか、というようなことを議論したい。
- 子育てには、家庭内保育と家庭外保育がある。家庭外で集団的保育というとい

ままでは保育園、幼稚園と認定子ども園がある。新制度になると、一時保育や小規模保育等もこの計画の対象になってくる。さらに、地域での子育て支援や在宅での居宅型保育や家庭的保育もこの計画の中に入ることになる。

それぞれ課題はあるが、子育てという広い意味では、そこまで見ていかないと行けない。

- 子ども・子育て支援法に、「教育・保育の一体的提供」と書かれている。認定子ども園では、4時間（教育標準時間区分認定）分の「教育」の保証がある。それに加え「保育」をどうするのか。子ども・子育て支援計画を策定するにあたって、市では、「教育」と「保育」の一体的な提供をこのようにするという計画を策定しなければならない。
- 教育・保育の提供は、保育の必要見込み量や提供体制を想定して事業計画を作成していくことになるのではないかと。第6章は目標事業量とその提供体制の確保の内容となっており、法第61条第2項第3号の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制確保等はここに入るのか。
- 目標事業量と確保方策という量的規定の項目の中に教育・保育の一体的提供に係る内容規定を入れるのはおかしい。
- 教育と保育を市はどう考えているのか。認定子ども園では、子どもを11時間預かる。また、乳児から保育を行うことになる。本当に家庭で安心して子育てをすることについて、早期教育も含め、市が考える施策とはどういうものかを議論すべきである。
- 親は子育てに不安を持っており、その思いを聞いてほしい。「子育て」や「親のニーズ」とは何か、子どもを地域全体で支えるようなことが必要である。0歳から5歳の子どもがどのように健全な発達、成長をさせられるのか。また、自然環境をどう生かしたら子どもの遊び場が作れるのか。そういう提案もよいのではないかと。
- 今回の子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援行動計画も引き継いだ計画である。この行動計画の公園整備に関する項目では、子どもにとって魅力ある公園の整備に努めると記載されていたが、子育て支援事業計画にも、緑の豊かな公園整備について記載し、位置づけてほしい。

議事3 子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みについて

(要点)

- 事務局から、資料3により支援計画に係る量の見込みについて説明。
量の見込みについては、アンケート調査の結果を踏まえ、国の示した方法により量の見込みを算出したものを示した。年齢別人口は過去の人口の動態から将来人口を推計した。
- 平日の教育・保育（幼稚園、保育所等）の見込みは、平成30年度までは微減で、最終年度の31年度には微増。なお、この結果は現段階の試算であり、市北部開発に

よる子ども人口増により、量の見込みは変更する。

- 委員の主な意見は次のとおり。

(主な意見)

- 保育ニーズは、年々長時間化してきている。就労下限64時間とあるのは、週4日の労働時間で計算されている。昨今の保育ニーズから考えて、週4日以上ではなく、週5日なら1日3.2時間となり、預けやすくなるのではないか。実際、長時間保育所に預かってほしいという要望は年々増えている。
- 保育現場では、短時間の認定は、その受け入れに準備が必要である。
- 幼稚園、保育園と小学校との連携ということをよく聞くが、留守家庭児童会とどう連携を図っていくのか。幼稚園も保育所も開所(園)時間帯を延長されているということで、今後、連携が必要になってくる。
- 初任教員向けのテキストがあるが、以前は幼稚園と小学校が別冊であったのが、平成22年度から一緒になった。小学校の先生が見ると、幼稚園の先生の保育への考え方が書かれている。テキスト上からも、保・幼・小の連携ということが、分かるようになってきている。
- 来年4月から子育ての新システムが施行される予定であるが、政府では「女性が輝く日本をつくろう」ということで、子育てを卒業した主婦に、新たに地域の子育て支援で活躍してもらおうと考えている。
- 保育中の事故は、補償の問題などはどのように考えているのか。今後、子どもが安心・安全で利用できるプログラムを検討することが必要である。
- 留守家庭児童会の保護者会では、今回の新制度について理解するため、ネットで調べ、向日市、長岡京市、大山崎町の情報を収集している。保護者の思いと、教育委員会の考えもあるので、少し時間をかけて話し合える場を設けていただきたい。
- 留守家庭児童会は、条例ではなく要綱で運営されている。新制度では、条例による運営が義務づけられたので、この会議で議論ができればと思う。留守家庭児童会は、保育所や幼稚園と基準が全然違う。指導員の資格の幅もあり、まだまだ、国の方も手薄な感じがする。保育所に行っていた子どもが、そのまま、小学校1年生に上がると認識している。入所の条件などが異なるというのは、不備と思う。

その他の事項

- 次回の会議は、7月末から8月上旬頃を予定している。